

2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 虹 技 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 山本 幹雄  
 (コード 5603 東証スタンダード市場)  
 問合せ先責任者 専務取締役 谷岡 宗  
 (TEL 079-236-3221)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第120回定時株主総会に、下記の通り定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 補欠の監査等委員である取締役の選任

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定について、変更案第20条(任期)第4項を新設するものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第20条(任期)第5項を新設するものであります。

##### (2) 電子提供措置の経過措置の削除

電子提供措置の経過措置の期間を過ぎているため、当該記述を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行                                                                                  | 変 更 案                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| (任 期)<br>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | (任 期)<br>第20条 (現行どおり)                                           |
| 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                     | (現行どおり)                                                         |
| 3. 任期の終了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。   | (現行どおり)                                                         |
| (新 設)                                                                                | 4. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等</u> |

| 現 行                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                                                                        | <u>委員である取締役を選任することができる。</u>                                                      |
|                                                                                                                                                              | 5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の定時株主総会の開始の時までとする。</u> |
| 附 則                                                                                                                                                          | 附 則                                                                              |
| (電子提供措置等の経過措置)                                                                                                                                               | (削 除)                                                                            |
| 第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 |                                                                                  |
| 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。                                                                |                                                                                  |
| 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。                                                                                            |                                                                                  |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2025年6月26日  
定款変更の効力発生日（予定） 2025年6月26日

以上